また、道路法第13条第１項の規定により、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、岐阜県が管理を行うものである。

よって、起業者である岐阜県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福井県大野市を起点として、岐阜県本巣市、山県市、関市、美濃加茂市及び恵那市等を経由して長野県飯田市に至る延長268.0㎞の主要幹線道路である。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、住居、中学校及び公民館が立地するほか、金属加工等の工場や事務所が立地し、沿線住民の生活道路や物流経路として広く利用されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間があることから、通行車両等のすれ違いも困難な箇所があるなど、安全かつ円滑な交通を著しく阻害している状況にある。

さらに、現道周辺には、小学校、中学校及び高等学校が立地し、通学路として利用する学生等が存在するにもかかわらず、現道においては歩道等が整備されていないことから、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）は、路肩又は車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、現道の機能を代替する線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められるとともに、歩道が整備され、自動車と歩行者等との交通が分離されることから、歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全な通行の確保を目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道を拡幅するルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得必要面積は多くなるものの、支障物件が少なく、工事施工中の現道の交通規制も生じないため地域への影響が小さいこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は幅員狭小かつ線形不良であり、通行車両のすれ違いが困難であるだけでなく、歩道等が未整備であることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があると認められる。

また、恵那市長を会長とする国道418号整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県山県市役所

○中国地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(三)(一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類	区間	後変前	敷地の幅員	延長
本津	五十三号	一般国道	岐阜県本巣市本郷字三反田一八三一番一から同市高野八六番一まで	後	九・〇メートル	〇・〇キロメートル
本津	五十三号	一般国道	岐阜県本巣市本郷字三反田一八三一番一から同市高野八六番一まで	前	九・〇メートル	〇・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用区間	延長
五十三号	岐阜県本巣市本郷字三反田一八三一番一から同市高野八六番一まで	〇・〇キロメートル

供用開始の期日　平成二十六年十月一日

○中国地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(二)(一)

道路の線名	道路の種類	区間	後変前	敷地の幅員	延長
二号	一般国道	岐阜県本巣市本郷字唐戸一八六番一から同市高野字三反田一八三一番一まで	後	九・〇メートル	二・二キロメートル
二号	一般国道	岐阜県本巣市本郷字唐戸一八六番一から同市高野字三反田一八三一番一まで	前	九・三メートル	二・二キロメートル

(二)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所